

## 15 令和7年度から適用される主な改正

### (1) 個人住民税における定額減税

経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和 6 年分の所得税および令和 6 年度分の個人住民税において、本人及び配偶者を含む扶養親族 1 人につき 1 万円を減税する「定額減税」が実施されました。

令和 6 年度分の個人住民税の定額減税において、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者※」はその把握が困難なことから扶養親族等の算定対象となりませんでした。そのため、令和 6 年分の源泉徴収票・給与支払報告書等に当該情報を記載することとし、令和 7 年度分の個人住民税から「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税(1 万円)を実施することとされました。

【※】控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上である納税義務者の同一生計配偶者をいいます。(同一生計配偶者については 7 ページ参照)

### (2) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等について提出する同申告書について適用されます。

なお、個人住民税の「給与所得者の扶養親族等申告書」は、所得税の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」と統合した 1 枚の様式となっています。